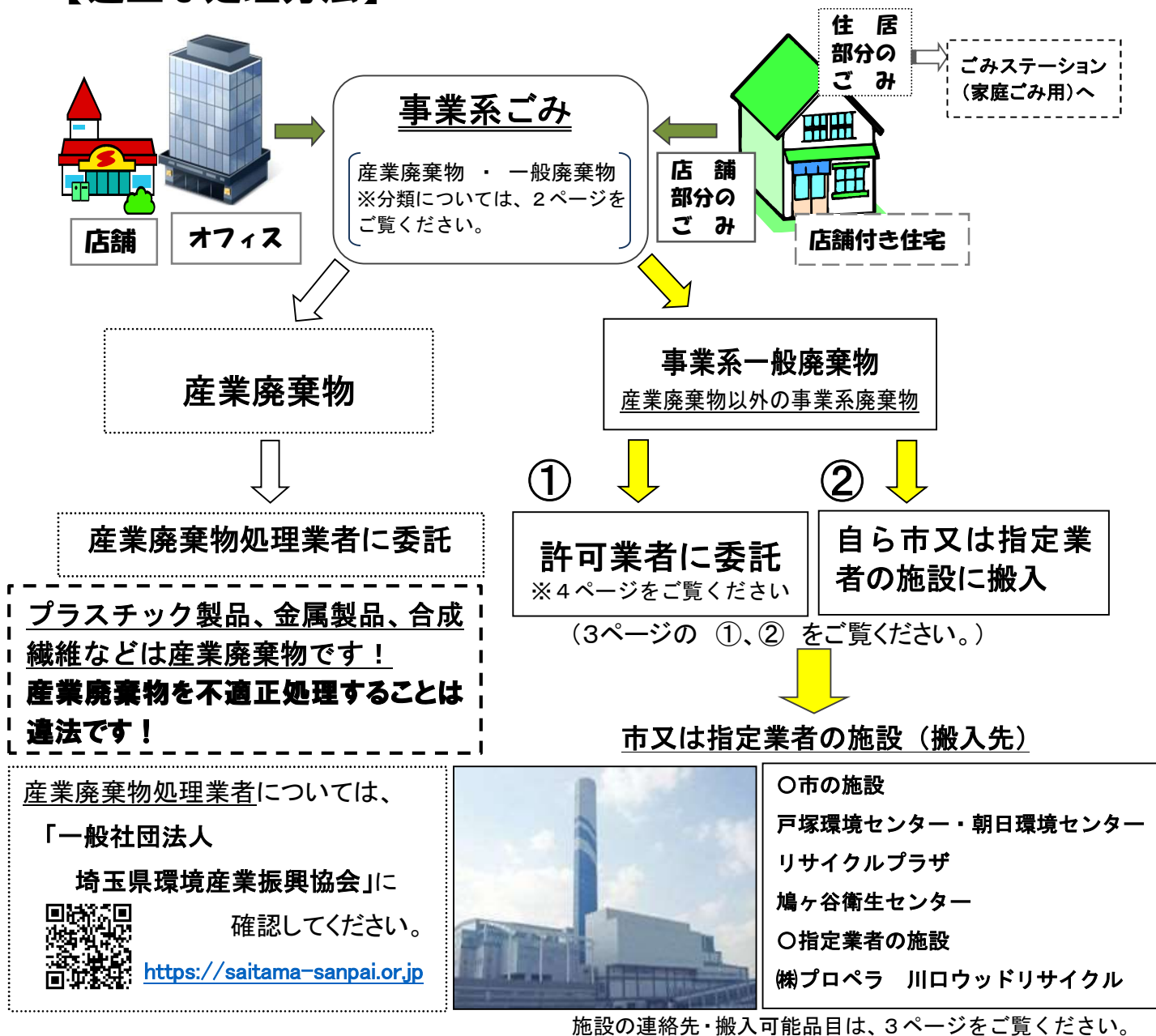


川口市事業系ごみ適正処理の手引き

事業所のごみは、ごみステーション（家庭ごみ用）には一切、出せません！

- ・事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。
- ・従業員のお弁当の容器やたばこの吸い殻など、その量や種類を問わず、一切、ごみステーション（家庭ごみ用）には出せません。

【適正な処理方法】



【事業系廃棄物に関するお問い合わせ先】

○事業系一般廃棄物に関すること

川口市 環境部 資源循環課 TEL 048-228-5370

○産業廃棄物に関すること

川口市 環境部 産業廃棄物対策課 TEL 048-228-5380

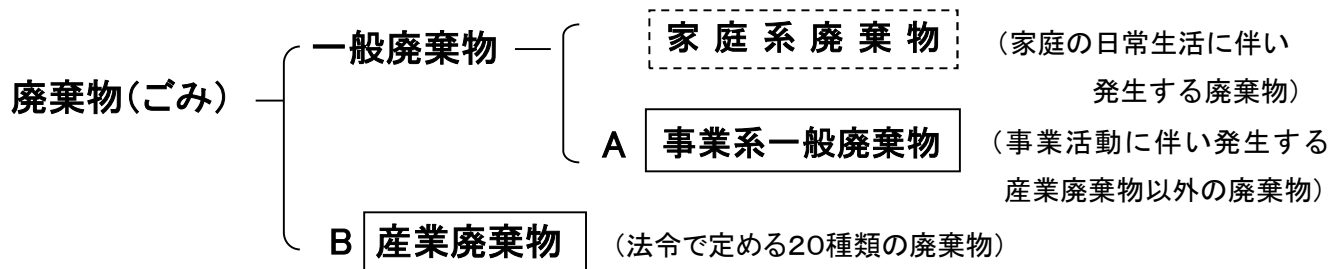
【資源循環課 HP】



【産業廃棄物対策課 HP】



ごみの分類



A 事業系一般廃棄物

- ・事業活動に伴い発生する廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもので、主に生ごみ、紙くずなどです。
- ・店舗や工場などと住宅を併用している場合
住居部分 から出るごみ **家庭系廃棄物** は、ごみステーション(家庭ごみ用)に出してください。
店舗など から出るごみ **事業系一般廃棄物** は、ごみステーション(家庭ごみ用)には出せません。

B 産業廃棄物

- ・事業活動に伴い発生する下記の20種類と輸入された廃棄物をいいます。

業種に関わらず、すべての事業活動に伴うもの			
1 燃え殻	2 汚 泥	3 廃 油	4 廃 酸
5 廃アルカリ	6 廃プラスチック	7 ゴムくず	8 金属くず
9 ガラス・コンクリート・陶磁器くず	10 鋳さい	11 がれき類	12 ばいじん
特 定 業 種 の 事 業 活 動 に 伴 う も の			
13 紙 く ず …	建設業※、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷加工業		
14 木 く ず …	建設業※、木材または木製品の製造業、家具の製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業		
15 繊 維 く ず …	建設業※、繊維工業（繊維製品製造業を除く）		
16 動植物性残さ …	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業		
17 動物系固形不要物 …	と畜場から出される獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした固形状不要物		
18 動物のふん尿 …	畜産農業		
19 動物の死体 …	畜産農業		
※建設業に係る紙くず、木くず、繊維くずは、工作物の新築、改築または除去に伴うものが対象			
○その他、業種に関わらず産業廃棄物となるもの			
・木くずのうち、貨物流通のため使用したパレット、その積付けに使用した梱包用の木材			
・紙くず、木くず、繊維くずのうち、PCB（ポリ塩化ビフェニル）が塗布され、又は染み込んだもの			
20	1 から 19 を処分するために処理したもの		

※ 産業廃棄物は、原則、市の施設に搬入することはできません。

「一般社団法人 埼玉県環境産業振興協会」に確認のうえ、産業廃棄物処理業者に処理を委託し適正に処理してください。<https://saitama-sanpai.or.jp>



事業系一般廃棄物の出し方

- 事業系一般廃棄物は、必ず **黄色半透明袋** に入れてください。
- ごみの重量に応じて **処分手数料** (310円/10kg) ががかかります。
- 許可業者に委託する場合、 **収集運搬料金** が必要です。(金額は業者により異なります。)

① 許可業者に委託 ➡ **処分手数料** と **収集運搬料金** が必要です。

- ・必ず一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている「許可業者」に委託してください。
- ・収集運搬料金は、委託する許可業者に確認してください。※川口市収集運搬業許可業者一覧(4ページ参照)

② 自ら市又は指定業者の施設に搬入(自己搬入) ➡ **処分手数料** が必要です。

- ・事業系一般廃棄物の搬入先は、下記のとおりです。(産業廃棄物は、市の施設には原則持ち込めません。)

市の施設	品目	受付日時	所在地	電話番号
戸塚環境センター	一般ごみ 粗大ごみ	月曜日から金曜日 (年末年始・祝日・振替休日を除く)	藤兵衛新田290	048-295-0131
朝日環境センター	一般ごみ	午前9時～午前11時30分 午後1時～午後4時 ※処分手数料 310円/10kg	朝日4-21-33	048-228-5300
リサイクルプラザ	資源物			048-228-5306
鳩ヶ谷衛生センター	粗大ごみ		八幡木3-18-11	048-281-5043
指定業者の施設	品目	受付日時 & 処分料金	所在地	電話番号
株式会社プロペラ 川口ウッドリサイクル	木くず (一般廃棄物及び産業廃棄物)	営業日・営業時間・処分料金 については直接お問い合わせ ください。	領家5-14-40	048-291-8360

※戸塚環境センターは、令和12年3月29日(予定)まで自己搬入停止。

○資源物【事業系一般廃棄物に該当する物】の搬入 ※処分手数料は、310円/10kg

- ・事業所内において従業員が個人的な飲食のために事業所に持ち込み発生した飲料かん・びん・ペットボトル・プラスチック製容器包装は、分別、洗浄し「資源物」として搬入することができます。
- ・新聞紙などの紙類は紐で縛って搬入してください。印刷加工業など特定業種の場合は、産業廃棄物として処理してください。

○粗大ごみ【事業系一般廃棄物に該当する物】の搬入 ※処分手数料は、310円/10kg

- ・事業系一般廃棄物に該当し、一辺の長さが40cmを超える物。例)木の板・木製製品・剪定枝など
- ・プラスチック製品、金属製品、合成繊維などは産業廃棄物に該当します! 例)スチール棚など

⚠ 不適正処理に関する罰則について ⚠

- 5年以下の拘禁刑若しくは1000万円以下の罰金、又は併科(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条)
- 無許可業者への委託(第1項第6号):許可のない処理業者等に廃棄物の処理を委託すること。
- 投棄禁止違反・未遂(第1項第14号・第2項):廃棄物をみだりに捨てること。不法投棄及び未遂。
- 焼却禁止違反・未遂(第1項第15号・第2項):廃棄物の焼却禁止に違反及び未遂。
- 5万円以下の過料(川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第57条)
- 事業系一般廃棄物の処理方法に違反が確認され、その後の命令に従わない場合。



一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧(こみ・粗大)&再生利用業指定業者一覧

No.	業者番号	業者名	所在地	電話番号
1	1	烏川商事(有)	川口市中青木3-3-7	048-255-5383
2	2	(有)木村商事	川口市戸塚鉄町5-5	048-296-1567
3	3	(株)神原興産	川口市上青木西5-13-24	048-265-7981
4	7	(有)飯塚商事	川口市柳崎2-10-16	048-269-3211
5	8	(有)金本商事	川口市上青木5-23-21	048-265-7167
6	9	(有)川口衛生	川口市安行出羽2-11-3	048-296-0362
7	10	(有)木下商事	川口市赤井4-15-21	048-283-7343
8	11	(有)矢作商事	川口市大字伊刈172	048-266-0502
9	24	(有)金海清掃	川口市西青木3-7-15	048-251-4001
10	25	(株)東運輸	川口市大字西立野758-1	048-298-0011
11	30	環境衛生(株)	川口市大字東本郷1595-6	048-298-2602
12	33	日本環境マネジメント(株)	川口市桜町3-21-31	048-288-7122
13	34	エスシーエス(株)	川口市前川1-26-36	048-262-4140
14	36	(有)杉田商店	川口市大字東本郷263-7	048-283-7590
15	38	(株)十河サービス	川口市戸塚東3-32-9-108	048-297-5711
16	40	(株)高橋産商	川口市西川口1-5-20-4FA-17号	048-652-8884
17	43	(株)西本商事	川口市大字西新井宿396-1	048-284-9960
18	44	エコロジック(株)	川口市大字木曽呂738-1	048-299-9854
19	45	(株)マツモト	川口市榛松2-6-25	048-286-3916
20	49	(株)遠山紙業	川口市柳崎4-7-34	048-269-8618
21	51	(有)照山商事	川口市本蓮1-18-15	048-284-4974
22	52	(株)東武産興	川口市上青木西1-18-21-801	048-257-4100
23	60	太誠産業(株)	川口市末広2-12-6-105	048-224-3651
24	62	銅鉄商事(株)	川口市朝日4-21-38	048-222-4568
25	63	(有)KMR	川口市戸塚鉄町5-5	048-222-2234
26	64	金山商事(株)	川口市大字安行領根岸1324-5	048-281-7191
27	66	(株)エムエスティカンパニー	川口市北園町41-13-101	048-269-7370
28	67	(有)中村商事	川口市南鳩ヶ谷1-34-12	048-281-1973
29	68	(有)昌栄興業	川口市大字赤芝新田333-1	048-296-4311
30	74	(株)トベ商事	川口市大字西立野787-2	048-271-9700

【川口市一般廃棄物再生利用業指定業者】

事業者名:株式会社プロペラ(第3号) 事業の区分:処分 事業所名:川口ウッドリサイクル

所在地:川口市領家5-14-40 電話番号:048-291-8360 取り扱う一般廃棄物の種類:木くず(一般廃棄物)

※一般廃棄物に該当する剪定枝などの木くずを受け入れることが可能。木くず以外の一般廃棄物は受入不可。